

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会公印取扱規程

(趣旨)

第1条 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会(以下「協議会」という。)における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第3条 公印の種類、寸法、ひな型は、別表のとおりとする。

(公印管理責任者)

第4条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

2 前項の公印管理責任者は、事務局長とする。

(管守)

第5条 公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならない。

2 公印管理責任者は、公印登録簿及び公印使用簿を作成し、これを厳重に保管しなければならない。

(登録)

第6条 会長は、公印を調製し、又は改刻したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交付)

第7条 会長は、前条の規定により公印の登録をしたときは、直ちにその公印を公印管理責任者に交付しなければならない。

(返納)

第8条 公印管理責任者は、公印が不用となり、又は破損若しくは減耗して使用ができなくなったときは、直ちに会長に返納しなければならない。

2 会長は、前項の規定により公印の返納を受けたときは、当該公印を1年間保管した後、廃棄するものとする。

- 3 公印管理責任者は、第1項の規定により公印が返納されたときは、遅滞なく、公印登録簿における当該公印に関する登録を抹消するものとする。

(押印)

第10条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により公印管理責任者が行うものとする。

- 2 会長は、公印管理責任者が出張若しくは休暇その他の理由により不在の場合又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合その他特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、その指名する者に公印の押印を行わせることができるものとする。

- 3 公印を押印した者は、会長が別に定める公印使用簿にその旨を記載する。

(使用範囲)

第11条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表

種	類	寸	法	ひ	な	型																								
会 長 之 印		縦2.1cm × 横2.1cm		<table><tr><td>議</td><td>化</td><td>共</td><td>飛</td></tr><tr><td>会</td><td>再</td><td>交</td><td>島</td></tr><tr><td>長</td><td>生</td><td>通</td><td>村</td></tr><tr><td>之</td><td>法</td><td>活</td><td>地</td></tr><tr><td>印</td><td>定</td><td>性</td><td>域</td></tr><tr><td></td><td>協</td><td></td><td>公</td></tr></table>			議	化	共	飛	会	再	交	島	長	生	通	村	之	法	活	地	印	定	性	域		協		公
議	化	共	飛																											
会	再	交	島																											
長	生	通	村																											
之	法	活	地																											
印	定	性	域																											
	協		公																											